

平成29年10月19日

村上市長 高橋邦芳 様

村上市行政改革推進委員会
会長 鈴木信之

村上市における行財政改革の推進について（答申）

平成29年8月7日付け、村総第190号で当委員会に諮問があった「行財政改革の推進について」について、慎重に審議し、下記のとおり答申します。

記

行財政改革は、「行政の経費節減と効率化を行いながら、行政サービスの向上を目指す」というものであり、本地域においても、財政基盤の確立と行政組織機構の改革を柱として市町村合併を選択し、平成20年4月1日に「村上市」が誕生した。

この間、市職員の人員削減や指定管理者制度の積極的な導入により、経費削減と民間活力による効率化が進められてきたように思われる。

しかしながら、「行政サービスの向上が図られてきたのか」という課題に対しては、削減ありきの行財政改革の中では、地域間において不公平感や不満は少なからず聞かれるところである。

このため、当委員会において、合併後10年を振り返り、本市が抱える課題を探りながら、本市に相応しい行財政改革のあり方について検討した。

今後の行財政改革の推進については、合併による成果と課題を十分に検証し、市民不在の改革ではなく、本市が目指す改革の方向性を市民や関係機関に理解を求め情報を共有しながら、「市民一人ひとりの幸せのため」と「次代への負担の軽減」を目標に、行政運営を進めていただきたく、次の意見を付して強く要望するものである。

1 第2次総合計画の実現に向けた行財政改革について

【職員体制】

- (1) 職員数については、臨時職員の採用状況やアウトソーシング、指定管理者制度導入の影響等を考慮し、将来の人口減少や公共施設等の統廃合を見据えた適正な管理を行うとともに、職員採用に当たっては、バランスの良い年齢構成となるよう十分配慮すること。
- (2) 市民ニーズの多様化や高度化により、職員に幅広い知識と専門性が求められます。限られた人員で行政サービスを向上するには職員のスキルアップが求められます。研修会等に参加しやすい職場環境や、人材育成のため管理職のマネジメント力の強化を図るなど、より専門的な知識を有する職員の育成・確保に努めること。
- (3) 非常勤特別職や臨時職員については、職種に応じて、有資格者や経験者等の採用を優先することでサービスの質の向上と業務の効率化を図ること。
- (4) 本庁、各支所の業務内容と勤務実態を把握した上で、適正な管理職、職員の配置を行うこと。

【組織・機構】

- (1) 組織の再編については、本庁と支所の役割分担の明確化や、メリット・デメリットを市民へ十分な説明と理解を得ながら、市民がわかりやすい組織づくりを進めること。
- (2) 本庁、各支所ごとに取り巻く環境や経緯、抱える課題など様々であり、地域性を考慮した特色ある本庁、支所のあり方を検討すること。
- (3) 支所の権限と予算措置を拡大し、地域の問題は地域で解決できる組織づくりを検討すること。
- (4) 行政運営上の課題解決については、担当部署のみならず、庁内で情報共有するとともに、市民や関係機関、有識者等の民間の意見を参考にし、解決策を検討できる体制を構築すること。

2 公共施設等の適正管理について

【公共施設等の維持管理について】

- (1) 公共施設等に対する需要も変化している中、施設の建設、維持管理については、将来を見据え計画的に行うこと。
- (2) 施設の維持管理については、あらかじめ耐用年数や使用頻度を考慮の上、計画的な維持管理に努め長寿命化を図ること。

- (3) 施設の利用状況や維持管理コスト、将来の必要性を見極めながら統廃合を進めること。
- (4) 公共施設等の配置については、施設周辺の人口だけでなく、これまでの経緯や施設までの距離、利用状況、関連施設との相互利用など地域性を考慮した適正な配置と検討すること。
- (5) 遊休地、遊休施設の情報は、積極的に公表するとともに市民や関係機関で情報共有できるシステムを構築し、新たなアイデアや民間ノウハウを最大限活用した活用方法を検討すること。
- (6) 廃校利用や支所の空きスペースの有効活用のためには、将来を見据えた施設の改修、模様替え等が必要になると思うが、近年、耐震補強を実施した施設（校舎）については、特に優先的に有効活用すべきである。

【指定管理者制度について】

- (1) 指定管理者制度を導入している施設においても、市民目線では公の施設であることに変わらない。行政と指定管理者が連携しながら施設サービスの向上に繋がるよう、行政側がコーディネートすること。
- (2) 指定管理者制度の導入に当たっては、既に制度を導入している施設のメリット、デメリットを検証し、新規施設においても十分な効果が得られると判断した場合に導入すること。
- (3) 公の施設の目的や性質、経緯などを考慮した上、公募による指定を拡大し、指定管理者制度の目的の一つである「民間ノウハウの活用」を促進し、経費の節減やサービスの向上に努めること。